

**大阪市福島区における新たな地域コミュニティ  
支援事業業務委託【長期継続契約】  
募集要項（公募型プロポーザル）**

福島区では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業の目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

大阪市大開1丁目8番1号 福島区役所5階（52番窓口）  
大阪市福島区役所 市民協働課（地域活動支援担当：山田・岡村）  
TEL 06-6464-9743 FAX 06-6464-9987  
E-MAIL [tc0014@city.osaka.lg.jp](mailto:tc0014@city.osaka.lg.jp)

## 第1章 委託業務について

### (1) 委託上限金額

業務委託金額は、金 32,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とします。各年度における上限額は下記のとおりです。

年 度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和6年度	16,450,000円
令和7年度	16,450,000円
合 計	32,900,000円

### (2) 委託期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 履行場所

本市指定場所

### (4) 業務内容等

上記目的を達成するために、以下の業務を行います。

- ① 地域活動協議会の活動にかかる支援
- ② 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援
- ③ 市民活動相談にかかる相談窓口
- ④ 地域防災力向上事業にかかる支援

※具体的内容については、別紙「仕様書」を参照してください。

### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しません。

### (6) 区側から提供する資料、貸与品等

「福島区まちづくりセンター」を設置するスペースとして区役所庁舎等本市施設を提供します。ただし、光熱水費等は実費負担です。(中古の事務机・事務椅子は発注者と協議のうえ無償貸与が可能。)また、業務に必要な資料・データ等は別途協議のうえ提供します。

### (7) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととします。

ただし、既履行部分に相応する委託料相当額については、協議により、部分払いとすることができます。その場合は受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みます。

なお、この仕様書による契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更等の事態が生じるものとします。

### (8) 契約保証金

契約保証金 免除  
保証人 不要

### (9) 再委託について

再委託を行おうとするときは、再委託先の行う業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得てください。

詳細については、別紙「仕様書」15 再委託について参照してください。

(10) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

## 第2章 応募について

### 1. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、2の「応募に必要な書類」の別表1に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 最近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべてを満たしているときに限り、可能とする。

#### ア 共同体に関する条件

- (ア) 経営形態は共同施行方式とする。
- (イ) 共同体は2者までとし、最低出資比率は30%とする。
- (ウ) 2者共に同種又は類似事業の契約完了実績があること。

#### イ 共同体の構成員（代表者を含む）に関する条件

- (ア) 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、出資比率が構成員中最大であり、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- (イ) 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- (ウ) 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
- (エ) 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (オ) 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。  
なお、協定書には、共同体の構成員、代表者、出資比率、役割分担、活動の割合、組織運営に関する事項が詳細かつ明確に記載されていること。
- (カ) 単独に応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- (キ) 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

### 2. 応募に必要な書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表1の書類を提出してください。

#### (参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和6年1月22日（月）付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

#### (参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開

催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書については、公募型プロポーザル参加指名通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。**別表2**の書類を提出してください。

提出部数 8部（正1部、副7部）

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。

また、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、企画提案書等に事業者名表示があれば黒塗りするなどマスキングし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。提案事業者が推定できる記載が残っていれば本市においてマスキングすることがあります。

ウ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く）

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

### 3. 提出書類の受付期間

大阪市福島区役所市民協働課（地域活動支援担当）【福島区役所5階 52番窓口】まで持参してください。（メール、FAX及び郵送不可）

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

**令和5年12月22日（金）～ 令和6年1月19日（金）**（12月29～1月3日・土日祝日を除く）

午前9時00分から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

(2) 企画提案書類

**令和6年1月23日（火）～ 令和6年1月29日（月）**

午前9時00分から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

(3) 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、**令和6年1月9日（火）午後5時30分までにEメールにて「件名」の始めに「【質問】と明記して表面記載のアドレス（tc0014@city.osaka.lg.jp）まで送信してください。口頭または電話による申し込みや締め切り以降の質問は受け付けません。**

**※本市の休日を除く、午前9時～午後5時30分までの間に質問票が間違いなく届いた**

かどうかを必ず電話にて確認してください。

受付けた質問については、福島区ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushima/index.html>)

### 第3章 選定について

#### 1. 審査・選定

##### (1) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点
① 事業の企画内容	・ 本事業の目的及び業務内容の理解度 ・ 事業の計画性、実施内容の妥当性 ・ 業務手法の的確性、実現可能性 ・ 課題解決能力、手法の独創性	55 点
② 事業の実施体制 (人員配置等)	・ 確実に遂行できる組織体制・運営基盤	20 点
③ 類似業務の実績等	・ 類似業務に関する情報及び技術の蓄積	15 点
④ 所要経費、 積算見積金額の妥当性	・ 効率的で妥当な経費により提案されているか	10 点
合 計		100 点

##### (2) 審査・選定方法

ア 審査にあたっては、「大阪市福島区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、重点項目である「①事業の企画内容」の点数により、最優秀提案事業者を選定します。それでも同点であった場合は、業者間でのくじ引きで最優秀提案事業者を選定します。

なお、その評価点数が全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象とはしません。

##### イ 選定会議(プレゼンテーション審査)

日時：令和 6 年 2 月 14 日(水) 13 時 00 分～(予定)

開催場所等詳細については、別途通知します。

※企画提案書類を基に説明をお願いします。なお、プレゼンテーション用の別途資料等は認めません。

ウ 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また本市(福島区ホームページ)にて公表します。

#### 2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

(1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第 2 章 1. 応募資格」の要件に該当しなくなった場合

(3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

- ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- エ 応募金額が「1.(1)」の委託上限金額を上回っている場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第4章 契約、その他について

### 1. 契約の締結

選定会議を経て受注事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

#### (2) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

#### (3) その他

ア 本案件に関する予算は、現在令和6年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。

イ 本案件は長期継続契約となります。なお、令和7年度以降の予算が保証されているものではないため、令和7年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合に発注者は契約を解除することができます。

ウ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

### 2. その他

(1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」の規定に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報など）を除いて、原則公開となります。

(2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

### 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内 容
令和5年	12月22日	金	公示・募集開始 質問受付開始
令和6年	1月9日	火	質問受付締切（午後5時30分まで）
	1月12日	金	質問回答・公表（予定）
	1月19日	金	公募型プロポーザル参加申出書類提出期限
	1月22日	月	指名通知送付
	1月23日～ 1月29日	火 月	企画提案書類受付 （午前9時00分から午後5時30分まで）
	2月14日	水	選定会議 （書類審査及びプレゼンテーション審査）
	3月上旬	予定	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	4月1日	予定	契約締結 委託事業開始

## 公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：令和5年12月22日（金）～ 令和6年1月19日（金）（12月29～1月3日・土日祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

【Eメール、FAX及び郵送不可】

名 称	様 式	取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	様式2	
②業務実績調書	—	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	—	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④申請内容確認書	様式3	
⑤最近2か年の貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	—	
⑥印鑑証明書	—	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式4	
⑧団体目的等についての誓約書	様式5	
⑨最近2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	—	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	—	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状（共同体用）	様式6	
⑫協定書（共同体用）	—	共同体の構成員、代表者、出資比率、役割分担、活動の割合、組織運営に関する事項を記載したものであること。
⑬同種又は類似事業の実績（共同体用）	様式7	

※令和5年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

## 企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：令和6年1月23日（火）～ 令和6年1月29日（月）

午前9時から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

〔Eメール、FAX及び郵送不可〕

提出部数：8部（正本1部、副本7部）

※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどマスキングし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。提案事業者が推定できる記載が残っていれば本市においてマスキングすることがあります。

名 称	様式	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式8	企画提案書類に添付
企画提案書	様式9-1 ～ 様式9-7	
役員名簿	様式10	既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	—	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	—	任意団体等にあつては、これに相当する書類 ※副本には省略可能。